# 取引会社の募集要領(その1)

#### 1. 募集内容

今回募集する平成 29 年 瀬戸大橋塗替塗装(その 1)作業は、株式会社ブリッジ・エンジニアリング(以下「BE 会社」という。)の協力会社として塗替塗装作業を行う会社を総合評価落札方式で募集を試行するもので、競争により取引先を決定するものである。

### 2. 競争参加資格

当該作業に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、BE 会社による当該作業に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

- (1) 次の各号の一に該当しない者であること。
  - ① 塗装工事に係る建設業法第 3 条の規定に基づく国土交通大臣又は知事の許可及 び同法に規定する経営事項審査(審査基準日が入札及び開札の日の1年7月前の 日以後のものに限る。) を受けていない者
  - ② 契約を締結する能力を有しない者(未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人。)及び破産者で復権を得ない者。
  - ③ BE 会社及び本州四国連絡高速道路株式会社(以下「本四会社」という。) において、過去 2 年以内において次の(イ)から(チ)までの一に該当したと認められる者。
    - (イ)契約の履行に当たり、故意に工事を粗雑にし、又は材料等の品質若しくは数 量に関して不正の行為をした者
    - (ロ)公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を 得るため連合した者
    - (ハ)落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
    - (二) 監督又は検査の実施に当たり、社員の職務の執行を妨げた者
    - (ホ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
    - (へ) BE 会社及び本四会社に提出した書類に虚偽の記載をした者
    - (ト) その他 BE 会社及び本四会社に著しい損害を与えた者
    - (チ)(イ)から(ト)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他これらに準ずる者として使用した者
  - ④ 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (2) 本四会社の平成 27・28 事業年度工事入札参加有資格者(以下 「有資格者」という。)のうち、「塗装工事」の認定を受けている者。

- (3) 取引会社募集の前年度から起算した過去5年間(平成23年度以降)のBE会社及 び本四会社における当該工種の工事成績のそれぞれの平均点が65点未満でない こと。なお、BE会社又は本四会社の当該工事の実績がない場合は65点とみなす。
- (4) 申請書(参加資格確認資料を除く)の提出期限の日から開札の日までの期間に、 本四会社から指名停止を受けていないこと。
- (5) 労働者災害補償保険の労災上乗せ保険(法定外労災)に加入していること。
- (6) 次の各号に定める届出の義務を履行していない建設業者(当該届け出の義務がない者を除く。)でないこと。
  - ①健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 48 の規定による届出の義務
  - ②厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務
  - ③雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務

# (7) 地理的条件

兵庫県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県のいずれかにおいて 建設業法の許可に基づく本店、支店又は営業所を有すること。

## (8) 施工実績

過去 10 年間(平成 18 年度以降)に元請け又は一次下請として完成・引渡しが 完了した次の工事の施工実績を有すること。

同種工事: 重防食塗装が行われている既設橋梁で鉄道近接箇所を含む上・中塗を主体とした 5,000 m以上のフッ素樹脂仕様による塗替塗装。

類似工事: 重防食塗装が行われている既設橋梁で上・中塗を主体とした 5,000 ㎡以 上のフッ素樹脂仕様による塗替塗装。

- 注1) 重防食塗装とは、下地に無機ジンクリッチペイント、下塗にエポキシ樹脂塗料、 中塗にエポキシ樹脂またはポリウレタン樹脂塗料、上塗にポリウレタン樹脂 塗料またはフッ素樹脂塗料を使用して塗装してあるもの。
- 注 2) 上・中塗層を主体とした塗替塗装とは、下塗りのエポキシ樹脂塗料が露出する 前に、消耗・劣化した上・中塗層を除去し塗替える塗装工事
- 注 3) 鉄道近接箇所とは最も外側の軌道中心より上下左右の 15m 以内の空間の塗替 塗装をいう。

# (9) 配置予定の技術者等

次に掲げる基準を満たす主任技術者を当該工事に配置できること。なお、専任 を要する期間は、工事現場が稼働(準備工事を含む。)している期間とする。

- ① 主任技術者は、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。 なお、恒常的雇用関係とは、参加資格確認資料提出日以前に3ヶ月以上の 雇用関係にあることをいう。
- ② 主任技術者は、2 級土木施工管理技士(鋼構造物塗装)又はこれと同等以上 の資格を有する者であること。
- ③ 主任技術者は、当該工事に常駐で配置すること。
- ④ 現場代理人又は主任技術者のいずれかが、過去 10 年間(平成 18 年度以降)

に元請け又は一次下請として下記の工事経験を有すること。なお、経験した 工事においては現場主任相当以上で従事したことを要する。

工事経験: 重防食塗装が行われている既設橋梁における上・中塗を主体とした 2,500 m以上のフッ素樹脂仕様による塗替塗装。

## (10) 総合評価落札方式に関する事項

本作業の総合評価落札方式は標準点(要件を満たした場合の点数)に技術評価点(最大 15 点)を加えた点数を入札価格で除した数値(「評価値」)を算出し、落札予定者を決定するものである。

# ①算出方法

評価値の算出方式は以下の通りとする。

評価値=(標準点+技術評価点)/入札価格

# ②技術評価点

技術評価点の合計は15点とし、標準点の100点に加算するものとする。

#### ③評価項目

評価項目・評価基準及び各評価基準による技術評価点は下表によるものと する。

評価項目	評価基準	加算点
施工実績	同種工事でかつ本四連絡橋(海峡部)の実績	5
	同種工事で本四連絡橋(海峡部)以外の実績	2. 5
	類似工事	0
配置予定の現場代理 人又は主任技術者	本四連絡橋(海峡部)の鉄道近接箇所の実績	5
	本四連絡橋(海峡部)の実績	2. 5
	その他の実績	0
作業車の運転実績	本四連絡橋(海峡部)で6ヶ月以上の運転実績	5
	本四連絡橋(海峡部)で1ヶ月以上6ヶ月未満 の運転実績	2. 5
	上記以外の実績	0

# ⑤ 落札予定者の決定

落札予定者は入札価格と技術評価点を考慮した評価値の最も高い者とする。 なお、落札者となるべき条件は、入札価格が予定価格の範囲内である者とする。

# (11) 複数作業の入札について

同時に募集している平成29年 瀬戸大橋塗替塗装(その2)~(その4)作業の入札を重複して希望する場合には、競争参加資格要件の施工実績及び配置予定技術者の扱い

は以下とする。

- ① 既に他の作業を落札している場合、会社の施工実績の塗装面積が、落札した他の作業と本作業の塗装面積との合計塗装面積以上でなければ、本作業の入札に参加してはならない。
- ② 配置予定技術者は、同一技術者を複数の作業の配置予定技術者として応募してよいが、既に他の作業を落札し当該配置予定技術者を配置したことにより本作業に当該配置予定技術者を配置する事が出来なくなった時は、本作業の入札に参加してはならない。

上記①又は②の入札に参加してはならない場合には、直ちに当該申請書の取下げを 行わなければならない。

# (12) 作業車の運転

塗替塗装作業を実施するには瀬戸大橋に設置された作業車の運転が必要となる。 運転者は本四会社が発行する「点検補修用作業車」の安全運転教育の登録証(運 転免許証等)が必要となる。落札者に登録証所有者がいない場合及び追加で登録 証取得を希望する場合は、安全運転教育(有料・効果測定)を開催することとする。

#### (13) 現場説明会の出席

- ①競争参加申請書と参加資格確認資料に基づき、BE 会社による競争参加資格 確認の結果、資格があると認められた者は現場説明会に出席するものとする。
- ②現場説明会には予定主任技術者又は同等以上の技術者が出席するものとする。

#### (14) 参加資格確認資料

入札参加希望者は競争参加資格で求められている条件について、自らがこれを証明しなければならない。なお、BE 会社は、条件を満たしていることを確認するために追加の資料を要求することがある。

## 3. 競争参加申請書及び参加資格確認資料の提出に関する事項

#### (1) 申請書等の提出

入札参加希望者は別添の「競争参加申請書」(様式 1)と別掲の参加資格確認資料 (様式 2~4)を作成し、入札広告の提出期限内に提出先へ提出するものとする。

(2) 申請書等の入手方法

「競争参加申請書」等は取引会社募集の下記のホームページからダウンロードして入手するものとする。 http://www.hbeng.co.jp/

(3) 申請書等の提出期間及び場所

競争参加申請書及び参加資格確認資料の提出期間及び提出場所は、取引会社募集 に示す。

なお、提出方法は持参とし、郵送又は電送によるものは受け付けないものとする。

#### 4. その他

(1) 手続に関する問い合わせ先は、取引会社募集に掲げる申請書類提出先に同じ。

- (2) 提出された競争参加申請書及び参加資格確認資料について、BE 会社で資格確認 を行った後、有資格者に競争参加資格の確認の通知を行う。
- (3) 参加資格確認資料に虚偽を記述した者は、当該工事の落札者としないとともに、 次回以降の入札に参加できないことがある。
- (4) 競争参加申請書及び参加資格確認資料を提出期限までに提出していない者は 競争参加資格がないものとする。

以 上

(様式-1)

平成 年 月 日

株式会社ブリッジ・エンジニアリング 岡山支店長 大広 始 殿

住 所 商号又は名称 代表者氏名 電話番号

印

# 競争参加申請書

平成 29 年 2 月 6 日付で、取引会社の募集のありました、「平成 29 年 瀬戸大橋塗替塗装 (その 1)作業」に係る競争に参加したく、下記の参加資格確認資料を添えて申請します。

なお、契約を締結する能力を有しない者(未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人。)及び破産者で復権を得ない者でないことを誓約します。

記

提出資料参加資格確認資料

正1部

写1部